

原子力規制検査に関するガイド類の見直しについて

令和 3 年 3 月 12 日
原 子 力 規 制 庁
検 査 監 督 総 括 課

1. 概要

令和 2 年度第 3 四半期までの運用経験を踏まえた原子力規制検査に関するガイド類の見直しについて、検査官や意見交換会合等において意見を頂いた。

この結果、現時点では原子力規制検査制度に対する実質的な見直しは要しないものの、主に原子力規制検査の実施方法に関する運用の明確化など観点で見直しを行うこととしたい。

今回の改正は以下の方針とし、2 回に分けて実施することとしたい。

○方針

- ①主に運用の明確化や記載の適正化などの修正を目的とした改正とし、検査制度のルールや基準の変更は行わない
- ②優先順位をつけて段階的に改正を行う

○対象ガイド類と時期（別紙 ガイド類の見直し範囲）

- 第 1 段階 令和 3 年 4 月目途 主に全体に影響するガイド類（実施要領、共通ガイドなど）を改正
- 第 2 段階 令和 3 年度月上旬目途 主に個別のガイド類（基本検査運用ガイドなど）を改正

2. ガイド類の改正の方向性（第 1 段階改正の案）

主に運用の明確化の観点で改正するガイド類

（1）原子力規制検査等実施要領（NPK0001）

- ①検査指摘事項に該当する可能性のある事案等について、速やかに委員長等への報告する手続を明確化（p. 7 2.3 検査指摘事項の重要度評価）
- ②検査報告書の案に対して、事業者からの意見を聴取する手続を明確化（p. 12 3.3 検査報告書の作成）
- ③締めくくり会議における会議形態の調整などの手続を明確化（p. 12 3.2 検査の実施（6）締めくくり会議等）
- ④特別検査の実施に係る判断の手続に入る事象の例示について特別検査運用ガイドと整合（p. 8 2.6 特別検査の実施に係る判断）
- ⑤原子力規制検査において気付き事項がある場合の情報収集の視点の例示について原子力規制検査における規制対応措置ガイドと整合（p. 10 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等）

- ⑥核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第 41 条に該当する使用者がひとつの使用許可で、非該当施設の許可も受けている場合の手続を明確化 (p. 8 2.7 総合的な評価、p. 9 2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表)

(2) 共通事項に係る検査運用ガイド (GI0001)

- ①検査指摘事項に該当する可能性のある事案等について、速やかに委員長等への報告する手続を明確化 (p. 3～5 2.1 関係者の役割)
- ②検査報告書の案に対して、事業者からの意見を聴取する手続を明確化 (p. 16 7.1 基本検査結果の報告等)
- ③締めくくり会議における会議形態の調整などの手続を明確化 (p. 13～14 4.7 会議の開催 (2)締めくくり会議 (解説2))
- ④サンプル数の数え方として、異なる視点でのカウントに加え、異なる区域でのカウントを例示として追加 (p. 12 4.5 サンプル数 (2)サンプルの数え方 (例3))
- ⑤チーム検査の計画において、同一の施設に対して関連する検査を連続して実施する場合などに、同一のチーム長及びチーム員となるように配慮することを明確化 (p. 9 3. 検査の計画 (1)基本検査の計画)
- ⑥日常検査においてチーム検査に係る検査項目の一部または全部について検査を実施することができる運用を明確化 (p. 9 4.2 検査運用ガイド活用の方考え方)
- ⑦フリーアクセスにおける機密情報の取扱いに関する注意事項について、日常巡視の注意事項と整合 (p. 11 4.3 フリーアクセス)
- ⑧検査監督総括課による検査官会議や資格制度の運用を明確化 (p. 3 2.1 関係者の役割)
- ⑨事務所からの報告のうち検査の実施状況 (特に検査気付き事項) について、原子力規制庁原子力規制部検査グループ内に共有する運用を明確化 (p. 3 2.1 関係者の役割)

(3) 原子力規制検査における検査計画及び報告書作成運用ガイド (GI0002)

- ①ガイド名を「報告作成」から「報告書作成」に修正
- ②検査報告書の案に対して、事業者からの意見を聴取する手続を明確化 (p. 6 5.3 報告書の公表)
- ③報告書記載要領を明確にするためガイドの構成を見直し (別添2、別添3)

- (4) 工場又は事業所の外における廃棄に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (GL0002)
- ①「事業所外廃棄確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2 2. 事業所外廃棄確認)
- (5) 工場又は事業所の外において運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (GL0003)
- ①「運搬に関する確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2～3 2. 運搬に関する確認)
- ②運搬規則の改正に伴う変更 (p. 5 添付－1 運搬確認証の例)
- (6) 廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (廃棄物埋設施設確認) (GL0004)
- ①「廃棄物埋設施設確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2～3 2. 廃棄物埋設施設確認)
- (7) 工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度に関する原子力規制委員会の確認等に関する運用ガイド (GL0005)
- ①「放射能濃度確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2～3 2. 運搬に関する確認)
- ②クリアランス関連規則[※]統合に伴う改正 (p. 2～5 2. 廃棄物埋設施設確認)
- ※試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則、精錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射線物質の放射能濃度についての確認等に関する規則
- (8) 廃棄物埋設に係る坑道の閉鎖に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (GL0006)
- ①「閉鎖措置確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2～3 2. 閉鎖措置確認)
- (9) 廃棄物埋設に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (廃棄物確認) (GL0007)
- ①「廃棄物確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 2～3 2. 廃棄物確認)

- (10) 廃止措置の終了に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド (GL0008)
- ①「廃止措置終了確認」の確認対象及び手続を明確化 (p. 3 2. 廃止措置終了確認)
- (11) 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (GS1001)
- ①定期事業者検査報告書について、運転計画の変更届出を伴う検査時期の変更などが生じた場合の手続を明確化 (p. 7 4. 定期事業者検査の報告)
- (12) サーベイランス試験 (B00010)
- ①サーベイランス試験における、実条件性能確認及び事前調整（プレコンディショニング）を明確化 (p. 3 4.2 検査実施、p. 4 5. 検査手引)
- (13) 原子炉起動・停止 (B01030)
- ①原子炉起動時の検査手引きに、RCS 過圧防止処置及び冷却材温度・圧力の制限の遵守を確認することを明確化 (p. 8 4.4 起動時)
- (14) 取替炉心の安全性 (B01050)
- ①保安規定改正に伴う確認項目の追加 (p. 3～9 5. 検査手引)
- (15) 燃料体管理(運搬・貯蔵) (B00060)
- ①ガイド名を「貯蔵・輸送」から「運搬・貯蔵」に修正
 - ②燃料取替に関して原子炉起動停止ガイドとの整合 (p. 4 5.2 実施中の着眼点)
 - ③外運搬規則改正に伴う修正 (p. 3 5.2 実施中の着眼点)
- (16) 緊急時対応の準備と保全 (BE0050)
- ①「検査手順」に特定重大事故等対処施設を含むことを明確化 (p. 2 3.1 検査対象、p. 4 4. 検査手順)
- (17) 重大事故等対応要員の能力維持 (BE0060)
- ①「検査要件」及び「検査対象」に特定重大事故等対処施設運用時などの検査を明確化 (p. 2 3. 検査要件、p. 3 4. 検査手順)

(18) 重大事故等対応要員の訓練評価 (BE0070)

- ①「検査手順」に特定重大事故等対処施設を含むことを明確化 (p. 4 4. 検査手順)
- ②新規制基準適合後の2回目以降の訓練は原則として日常検査とすることを明確化 (p. 10 表2 検査要件まとめ表 01 実用炉)

(19) 重大事故等訓練のシナリオ評価 (BE0080)

- ①「検査手順」に特定重大事故等対処施設等を含むことを明確化 (p. 3 4. 検査手順)
- ②実用炉の検査時間の変更 (p. 7 表2 検査要件まとめ表)

(20) 津波防護 (BE0100)

- ①検査対象として、津波警報が発表されない可能性のある津波を含むことを明確化 (p. 2 3.1 検査対象)

(21) 品質マネジメントシステムの運用 (BQ0010)

- ①検査結果報告書の記載事項の明確化 (p. 14 6. 四半期報告書への反映)
- ②実用炉、再処理及び加工施設において、施設内のプラントが全すべて長期停止の場合の検査頻度を明確化 (p. 16～17 表2 検査要件まとめ表)

記載の適正化の観点で改正するガイド類

- (22) 特別検査運用ガイド (GI0005)
- (23) 原子力規制検査における追加検査運用ガイド (GI0011)
- (24) 運転員能力 (B01070)
- (25) 緊急時対応組織の維持 (BE0040)

参考 ガイド類の見直し範囲

